

市長等の措置に係る通知書

（まちづくり推進部）

2012年12月26日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
1	<p>（まちづくりみどり推進課）</p> <p>委託料の執行は適正か</p> <p>委託業務の主要な部分を再委託しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>再委託の内容を精査するとともに、委託方法等についても改善を検討してまいります。</p>	<p>～2014年 3月31日</p>
2	<p>賃借料の執行は適正か</p> <p>次のとおり事務処理の一部に改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>①賃借している物件において、保守点検業務委託をしているにもかかわらず賃貸借契約の条文に保守業務が定められているものが見られた。</p> <p>②合理的な理由がなく遅延している賃貸借契約があつた。</p>	<p>①賃貸借契約の条文から保守点検業務の条文を削除いたします。</p> <p>②今後、賃貸借契約が遅延することがないよう管理職員による業務の進行管理の徹底を図ります。</p>	<p>2013年 4月1日</p>

